

9. 旅館業の振興指針改正案

第37回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

令和2年12月1日

資料10

旅館業の振興指針 新旧対照表（追加案 201201）

新	旧
(略) このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、旅館業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として改正を行った。 (略) 第一 旅館業を取り巻く状況 一 旅館業の営業者の動向 (略) また、外国人観光客の利用の有無については、「利用がある」が83.1%、「利用は全くない」が16.9%となっており、外国人観光客に対する今後の受け入れ方針としては、「積極的に受け入れていきたい」が36.1%、「受け入れてもよい」が42.6%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（令和元年4～6月期）』による。）。 <u>また、令和元年12月に確認され、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響に伴う感染拡大防止措置は社会経済に大きな影響を与え、我が国の旅館業も多大な影響を受けたところである。</u> <u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響について、ホテル・旅館業の営業者で、売上が減少したと回答した方が97.9%で、その売上</u>	(略) このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、旅館業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。 (略) 第一 旅館業を取り巻く状況 一 旅館業の営業者の動向 (略) また、外国人観光客の利用の有無については、「利用がある」が83.1%、「利用は全くない」が16.9%となっており、外国人観光客に対する今後の受け入れ方針としては、「積極的に受け入れていきたい」が36.1%、「受け入れてもよい」が42.6%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（令和元年4～6月期）』による。）。 <u>(追加)</u>

の減少幅（令和２年２～５月の対前年比）は、「20%未満」が1.5%、「20%以上50%未満」が8.7%、「50%以上80%未満」が35.0%、「80%以上」が54.6%となっている（株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）「生活衛生関係営業の景気動向等調査（2020年４～６月期）特別調査」による。）。

二 （略）

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」58.9%（前回振興指針では42.4%）、「広告・宣伝等の強化」48.6%（前回振興指針では記述なし）、「施設・設備の改装」47.7%（前回の振興指針では38.1%）、「食事メニューの工夫」46.7%（前回指針では31.4%）となっている（厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による。）。

また、ホテル・旅館業を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組みとしては、「広報活動の強化」が53.5%、次いで「新たな販売方法の開拓」が50.8%、「新商品、新メニューの開発」が44.9%となっている一方、「特になし」が20.9%となっている（日本公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査（2020年４～６月期）特別調査」による。）。

第二 （略）

第三 旅館業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

（略）

各々の営業者は、これらを十分に認識し、各般の対策に積極的に取り組むことにより、旅館業に対する利用者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う売上減や経営維持、雇用確保等に

二 （略）

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」58.9%（前回振興指針では42.4%）、「広告・宣伝等の強化」48.6%（前回振興指針では記述なし）、「施設・設備の改装」47.7%（前回の振興指針では38.1%）、「食事メニューの工夫」46.7%（前回指針では31.4%）となっている（厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による。）。

（追加）

第二 （略）

第三 旅館業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

（略）

各々の営業者は、これらを十分に認識し、各般の対策に積極的に取り組むことにより、旅館業に対する利用者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

（追加）

対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成制度を積極的に活用して早期に業績回復を図る必要がある。

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

(略)

また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、我が国でも3つの「密」(密集・密室・密接)の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。

衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、頻繁に発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、調理及び調製並びに流通の過程において細菌等の汚染により食中毒等食品衛生上の問題が生じた場合や、空調設備や入浴設備等の設備又はその周辺が発生源となる感染症が発生した場合には、一旦、衛生上の問題が発生した場合には、多くの利用者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。

(略)

2・3 (略)

三 (略)

第四 旅館業の振興の目標を達成するために必要な事項

(略)

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

(略)

(追加)

衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、頻繁に発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、調理及び調製並びに流通の過程において細菌等の汚染により食中毒等食品衛生上の問題が生じた場合や、空調設備や入浴設備等の設備又はその周辺が発生源となる感染症が発生した場合には、一旦、衛生上の問題が発生した場合には、多くの利用者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。

(略)

2・3 (略)

三 (略)

第四 旅館業の振興の目標を達成するために必要な事項

(略)

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項 (略) <u>また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、我が国でも3つの「密」(密集・密室・密接)の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策を行う必要がある。</u> また、食品取扱施設でのノロウイルス等に起因する食中毒の発生や二次感染を防止するため、手洗いの徹底、調理器具の消毒、従業員の健康管理及び施設の衛生管理上の自主点検を行い、食中毒等食品衛生上の問題が発生しないようにすること、ノロウイルスの感染を拡大させないよう、おう吐物等の処理や寝具等の消毒に関して適切に対応しなければならない。特に、食材を保管する冷蔵設備の温度管理については、毎日定期的を実施するとともに、これらの工程管理を徹底し、H A C C Pに沿った衛生管理を行う必要がある。 (略) (2) (略) 2 (略) 二 (略) 第五 (略)	(1) 日常の衛生管理に関する事項 (略) <u>(追加)</u> また、食品取扱施設でのノロウイルス等に起因する食中毒の発生や二次感染を防止するため、手洗いの徹底、調理器具の消毒、従業員の健康管理及び施設の衛生管理上の自主点検を行い、食中毒等食品衛生上の問題が発生しないようにすること、ノロウイルスの感染を拡大させないよう、おう吐物等の処理や寝具等の消毒に関して適切に対応しなければならない。特に、食材を保管する冷蔵設備の温度管理については、毎日定期的を実施するとともに、これらの工程管理を徹底し、H A C C Pに沿った衛生管理を行う必要がある。 (略) (2) (略) 2 (略) 二 (略) 第五 (略)
---	--